

西条市監査委員 殿

西条市長 玉井 敏久 印

令和元年度財政援助団体等監査結果報告に基づく措置通知書

令和2年3月6日付西監第162号の財政援助団体等監査の結果報告に基づき、又は財政援助団体等監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査対象部課等		産業経済部 観光振興課 国際交流推進室	
措置の状況	☒ 措置を講じた	☒ 措置を講ずる予定	☐ 措置を講じない
指 摘 事 項		措 置 状 況	
(6) 西条市国際交流協会に関する指摘事項 ア 「国際交流事業助成金交付要綱」に基づき交付している助成金について、交付申請書の事業実施後提出や事業の着手、完了届の未提出など、同要綱の規定に反する手続きを確認した。 助成金の交付に当たっては、適正な指導により、同要綱に準拠した助成金交付事務の執行に努められたい。		(6) 西条市国際交流協会に関する指摘事項 ア 同協会が行う各種団体等への助成金の交付に際しては、同協会制定の「国際交流事業助成金交付要綱」第6条の規定に基づき、事業実施前に交付申請書の提出を受けるよう指導を徹底する。 また、年間活動費に対する助成金の交付については、事業着手日である4月1日付けで交付申請書提出を求めることとし、同条ただし書きの規定を適用する場合は、当該理由を明確にしたうえで交付決定を行うこととする。 さらに、提出書類については、助成金交付申請書の受理時に指導を行い、同要綱に準拠した助成金交付事務の執行に努めてまいりたい。 なお、本監査の指摘事項等については、令和2年2月19日に開催の協会理事会において各種団体に報告し、今後の適正な書類提出を指導したところである。	

イ 物品の購入時における出納事務について、立替払い後の口座からの出金による補てん処理を確認した。立替払いは適正な出納事務ではなく、厳に慎むべきものである。

今後、出納事務におけるチェック体制を確立し、適正な出納事務を執行されたい。

イ 物品の購入時における出納事務については、担当職員だけでなく、協会事務局長とのダブルチェックを必ず行うよう改めるとともに、今後一切の立て替え払いは認めないこととした。

また、各種団体の助成事業についても、適正な事務及び会計処理の徹底を行った。

なお、西条市国際交流協会は、令和2年度から事務局長を新たに雇用することから、市職員が協会事務局に携わることはなくなるが、本監査の指摘事項等に基づき、補助金所管部署として適正な出納事務等について今後も指導、助言を行い、補助金の交付が所期の目的を達成するよう努めてまいりたい。